

平成29年6月30日

道路局路政課

国道・防災課

「一般国道の指定区間を指定する政令の一部を改正する政令」を閣議決定

一般国道の一部区間のバイパス供用開始に伴い、国が管理する国道の区間（指定区間）を変更する「一般国道の指定区間を指定する政令の一部を改正する政令」が、本日、閣議決定されました。

1. 背景

一般国道の国管理の区間と都道府県管理の区間の一部を変更することにより、一般国道の維持、修繕、災害復旧その他の管理を効率的に実施するため、一般国道の指定区間を指定する政令を改正し、一般国道の指定区間を追加して指定する必要があります。

2. 政令改正の概要

一般国道158号の路線の一部の区間を指定区間に追加します。

※路線の改正の概要については、別紙を御参照ください。

3. スケジュール

・公布日：平成29年 7月 5日（水）

・施行日：平成29年 7月 8日（土）

問い合わせ先 代表電話：03-5253-8111

国土交通省 道路局 路政課 企画専門官 濱崎 真也（内線37332）

国道・防災課 企画専門官 安谷 覚（内線37832）

直通番号：03-5253-8480（路政課）03-5253-8492（国道・防災課）

F A X：03-5253-1616（路政課）03-5253-1620（国道・防災課）